

令和7年度第2回献血推進調査会の概要について

【献血推進調査会 当日資料】

・資料1-1 令和8年度の献血の推進に関する計画を定める件（案）について（概要）	..1
・資料1-2 令和8年度の献血の推進に関する計画（案）4
・資料1-3 令和8年度の献血の推進に関する計画（案）に対する意見募集結果について18
・資料2-1 栃木県における若年層献血者確保の取組みについて（参考人提出資料）22
・資料2-2 明治安田の献血推進活動について（参考人提出資料）36
・資料3 令和7年度上半期モニタリング結果について58

令和7年11月
厚生労働省医薬局
血液対策課

令和八年度の献血の推進に関する計画を定める件（案）について（概要）

厚生労働省医薬局血液対策課

1. 制定の趣旨

- 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めることとされている。
- 今般、令和8年度の献血推進計画を定めるもの。

2. 告示案の概要

- 法第10条第2項の規定に基づき、献血推進計画において、次に掲げる事項について定めることとされている。

第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

第2 献血に関する普及啓発その他の当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項

第3 その他献血の推進に関する重要事項

- 上記の事項について、令和6年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、令和8年度の献血推進計画を定めることとする。なお、令和7年度の献血推進計画からの主な変更点として、上記第2の事項に関し、これまでの厚生労働科学研究により、「初回献血の年度にもう1回献血を実施すると献血継続率が高い」ということが明らかになっているため、本研究結果を踏まえた取組を検討することについて記載することとする。

3. 根拠条項

- 法第10条第1項及び同条第4項において準用する法第9条第5項

4. 施行期日等

- 告示日：令和8年2月下旬（予定）
- 適用期日：令和8年4月1日

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）（抄）

（基本方針）

第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向
 - 二 血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中長期的な需給の見通し
 - 三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項
 - 四 献血の推進に関する事項
 - 五 血液製剤の製造及び供給に関する事項
 - 六 血液製剤の安全性の向上に関する事項
 - 七 血液製剤の適正な使用に関する事項
 - 八 その他献血及び血液製剤に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聞くものとする。
- 5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（献血推進計画）

第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
 - 二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項
 - 三 その他献血の推進に関する重要事項
- 3 採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

- 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画(次項において「都道府県献血推進計画」という。)を定めるものとする。
- 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(案)

令和 8 年度の献血の推進に 関する計画

令 和 8 年 月 日

厚生労働省告示第 号

目次

前文	1
第1 令和8年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 ······	5
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
(3) 採血基準の在り方の検討	
(4) まれな血液型の血液の確保	
(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応 ···	6
3 災害時等における献血の確保 ······	6
4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 ······	7

令和8年度の献血の推進に関する計画

前文

- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和8年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

第1 令和8年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 令和8年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤52万リットル、血漿製剤^{しょう}26万リットル、血小板製剤17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和8年度には、全血採血による●万リットル及び成分採血による●万リットル（血漿成分採血●万リットル及び血小板成分採血●万リットル）の計●万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和6年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和8年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、商

工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、鳥取県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の

一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスター、動画を作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNS を含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用する

など、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に、採血事業者が提供する献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける。
- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(イ) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 国は、小中学生から献血に対する理解を深めてもらうための取組を行う。
- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、

献血者が安心して献血できる環境整備を行う。

- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することとはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。
- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」等の ICT を活用した WEB 予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかつた者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進、血液の有効利用及び血液製剤の安全性の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血又は成分採血）や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。（なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることは可能である。）

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤（特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤）の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受け入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るために、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段

を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和9年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

令和8年度の献血の推進に関する計画（案） 新旧対照表

（傍線部分は変更部分）

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<ul style="list-style-type: none">本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和<u>8</u>年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和<u>8</u>年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none">令和<u>8</u>年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤<u>52</u>万リットル、血漿製剤<u>26</u>万リットル、血小板製剤<u>17</u>万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和<u>8</u>年度には、全血採血による●万リットル及び成分採血による●万リットル（血漿成分採血●万リットル及び血小板成分採血●万リットル）の計●万リットルの血液を献血により確保する必要がある。	<ul style="list-style-type: none">本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和<u>7</u>年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。 <p>第1 令和<u>7</u>年度に献血により確保すべき血液の目標量</p> <ul style="list-style-type: none">令和<u>7</u>年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤<u>53</u>万リットル、血漿製剤<u>26</u>万リットル、血小板製剤<u>17</u>万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和<u>7</u>年度には、全血採血による<u>136</u>万リットル及び成分採血による<u>88</u>万リットル（血漿成分採血<u>59</u>万リットル及び血小板成分採血<u>29</u>万リットル）の計<u>224</u>万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>令和<u>6</u>年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和<u>8</u>年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>鳥取県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(ウ) 複数回献血の推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献 	<p>第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項</p> <p>令和<u>5</u>年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和<u>7</u>年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。</p> <p>2 献血推進のための施策</p> <p>(1) 普及啓発活動の実施</p> <p>ア 国民全般を対象とした普及啓発</p> <p>(ア) 全国的なキャンペーン等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>宮城県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 <p>(ウ) 複数回献血の推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血Web会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>血者に対して、<u>重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</u></p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスター、<u>動画を作成する</u>。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 <p>(I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、<u>小中学生から献血に対する理解を深めてもらうための取組を行う</u>。 <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、<u>安心かつ効率的に採血を行う必要がある</u>。こ 	<p>に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</p> <p>イ 若年層を対象とした普及啓発</p> <p>(7) 普及啓発資材の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、中学生や高校生を対象とした、献血や血液製剤について解説した資材や献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの資材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 <p>(I) 学校等における献血の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、<u>小中学校段階での献血推進活動等の献血への理解を深めてもらうための取組を行う</u>。 <p>(2) 採血所の環境整備等</p> <p>イ 献血者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、<u>安心かつ効率的に採血を行う必要がある</u>。こ

令和8年度献血推進計画（案）	令和7年度献血推進計画
<p>のため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、献血 Web 会員サービス「ラ ブラッド」等の I C T を活用した W E B 予約の推進等に積極的に取り組む。</p>	<p>のため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、I C T を活用した W E B 予約の推進等に積極的に取り組む。</p>
<p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 (3) 採血基準の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進、血液の有効利用及び血液製剤の安全性の観点から、採血基準の見直しを検討する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和<u>9</u>年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。 	<p>第3 その他献血の推進に関する重要事項</p> <p>1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 (3) 採血基準の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。 <p>4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和<u>8</u>年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

令和8年度の献血の推進に関する計画（案）に対する意見募集結果について

令和7年11月
厚生労働省医薬局
血液対策課

令和8年度の献血の推進に関する計画（案）について、令和7年9月16日から令和7年10月15日まで電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載することを通じて御意見を募集したところ、11件の御意見をいただきました。

今般、お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、別添のとおりです。なお、いただいた御意見については、適宜要約した上で記載しております。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただけますよう、よろしくお願ひいたします。

令和8年度の献血の推進に関する計画(案)に関する意見募集結果について

- 意見募集期間 令和7年9月16日～令和7年10月15日
- 提出いただいたご意見 11件

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	現在の400ml献血の期間を3か月から短縮できないか。400mL献血の場合、赤血球は3、4週間で回復するのに3か月もかかる必要があるのに比べて、成分献血は2週間で出来てしまう。健康な若年層(30~40歳未満)に限り、2ヶ月や45日などの間隔で献血を行える制度にしていくべきだと思う。	採血基準は、血液法の施行規則で規定されています。 引き続き、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討してまいります。 なお、成分献血は血小板や血漿といった特定の成分だけを採血し、体内で回復に時間がかかる赤血球を再び体内に戻す方法で身体への負担も軽いことから、献血の間隔を短く設定しています。
2	1 献血を集めたいのであれば献血一回につきいくらかの税額控除が受けられる等、それなりのメリットを用意すべきではないか。過去の売血制度の失敗からメリットを与えないようになっているものと思うが、現在ではマイナンバーによって本人確認ができ、また献血回数も厳格に管理されている。今後人口の減少と共にますます献血が減る事は容易に想像できるが、それに対してただお願いするだけで必要量が集まるとは思えない。 2 献血を行うとちょっとしたお菓子等がもらえるが、サプリメント等にはできないのか。 特に鉄分は献血一回でかなりの量を失うが、その失った分を補う程度の鉄剤等を配布することで、女性も気軽に献血に参加しやすくなるのではないか。	(1について) 血液法では、献血による国内自給の確保を基本とし、有料での採血を禁止しています。献血者に対して金銭又は金銭の代替と見なされる物を支払うことはできず、いただいた御意見は我が国の献血制度と相容れないものと考えます。将来に渡り必要な血液量の確保に向けて、日本赤十字社とともに、献血の効果的な普及啓発を検討し、実施していきます。 (2について) 頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。
3	令和八年度の献血の推進に関する計画を定める件(案)(概要)というものは以下のものか。 ○ 法第10条第2項の規定に基づき、献血推進計画において、次に掲げる事項について定めることとされている。 第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量 第2 献血に関する普及啓発その他の当該目標量を確保するために必要な措置に関する事項 第3 その他献血の推進に関する重要事項 目標量がいくらなのか、どんな措置をするのか、どんな重要事項が書いてあるのかがわからない。 この概要に国民はどんなコメントをすればよいのか。 ※ 同趣旨の御意見が1件あり	ご意見ありがとうございます。 令和8年度の献血推進計画(案)は、令和7年度の計画と基本的には同じ内容であり、主な変更点は、概要に記載のとおりとなります。いただいたご意見については、今後の制度運用や資料作成の際の参考とさせていただきます。

番号	御意見	御意見に対する考え方
4	<p>1 献血量の目標について、ノルマとはしていないと以前の回答で聞いているが、本当か。成分献血を予約して某県(関東地方S県)の献血ルームへ行ったところ全血400mlに変えるように受付で強要されたという話をインターネット上でみかけた。全血が必要であれば成分予約の受付を締め切るべき。</p> <p>2 記念品について、以前、献血のポイントで防災用品の交換ができた。タオルや雑貨や日用品(ゴミ袋等)等を増やしてはどうか。また、レア物や限定品と言うような物で釣るようなやり方はやめた方が良い。体調が悪くても来てしまいその血液が使えないと言う本末転倒な事態となる。</p> <p>3 いかに2回目に繋げられるかが大事。初回は誰でも不安があるのでしっかりとサポートして仕組みや説明をしっかりとできる人を置くべきである。</p> <p>4 献血の結果を特定健診と同じように医療機関が見られるようにしても良いのではないか。</p>	<p>(1について) 血液法の基本方針(「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」)では、「採血事業者は、…採血の区分(二百ミリリットル全血採血、四百ミリリットル全血採血又は成分採血)について、献血者の意思を尊重して決定するべきである」としています。献血量の目標についてはノルマ等を課すものではなく、献血者に採血区分の変更を強要することはございません。ただし、医療機関からの需要により、採血区分の変更への協力を依頼させていただくことはあります。</p> <p>(2、3、4について) 頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
5	<p>特に週末は数日前では予約が取れない。予約を推奨するのであれば予約をしやすくすべき。 また、受付終了時間前に「予約なしの方は本日は受付終了」としている献血ルームを見かけた。</p> <p>年1回程度献血をしている一般の方に年2回していただきたいと厚生労働省・血液センターが考えるのであれば、一般の方の感覚に合った体制、対応をするべき。(予約がとれない、早く受付終了する等は不適切)</p>	<p>予約をしていない場合でも献血の受付をしておりますが、献血会場の混雑回避及び献血者の待ち時間を解消するため、予約を推進しております。また、医療機関からの需要に応じて過不足なく血液を確保し、無駄にならないようにするために、献血を予約いただいた方のみで受付を終了するケースもあることをご理解ください。</p> <p>年1回程度献血をしている方に対し、継続的にご協力いただくための取組は重要と考えております。頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
6	<p>血液検査結果通知サービスにおいて項目に尿酸値を追加すべきである。 尿酸値は健康診断等の際においての測定・結果通知が行われるのが一般的であり、その値については生活習慣病等と関係して人々が興味を持つ事が多いため、献血及びその継続のモチベーションとなるものであると考える。また国民・市民の健康増進にも有用であり、医療介護等の国支出の負担にもつながりうるはずである。</p>	<p>献血者の健康管理及び利便性の向上のため、血液検査による健康管理サービスの充実等については、引き続き計画に記載することとしております。 献血時の検査項目に尿酸値を追加するには、システムの都合上、既存の他の検査を取りやめなければならないことや、試薬やシステム改修等に追加費用が必要となり、導入に関しては、費用対効果を考慮した慎重な検討が必要です。 ご提案については、日本赤十字社に提供するとともに今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
7	<p>脈拍や血圧が基準値からわずかに外れただけで、献血を一律に断られる事例がある。 安全性を最優先とする姿勢は理解しますが、過度に画一的な判断は、献血者の意欲を削ぎ、継続的な参加の妨げになるおそれがある。 数値がわずかに基準から外れた場合には再測定や問診結果を総合的に判断する仕組みを明確化することを検討いただきたい。 ※ 同趣旨の御意見が1件あり</p>	<p>採血基準は、献血者等の健康を保護するために、血液法の施行規則で規定されています。 引き続き、献血にご協力いただく方の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討してまいります。 なお、最終的な献血可否の判定は、採血基準に加え、疾患や手術などの治療状況、服薬の内容なども併せて、当日の献血会場の健診医師が総合的に判定しております。</p>

番号	御意見	御意見に対する考え方
8	<p>献血カードの更新が令和8年1月で終了し、アプリへの移行が進むとのことだが、長年献血を続けてきた者として、とても残念に感じる。</p> <p>献血カードは、これまでの献血の記録や回数が形として残るものであり、「社会に貢献してきた証」としての実感や誇りを与えてくれる大切な存在であった。</p> <p>アプリ化による利便性向上も理解するが、献血は人の善意と気持ちに支えられた行為であり、デジタルだけで完結すると、そうした「温かみ」や「継続の実感」が薄れる。</p> <p>希望者には従来どおり献血カードを発行できる仕組みを残すこと、または、献血手帳のように紙やカード形式で記録を残せる方法を復活させることをぜひ検討いただきたい。</p>	<p>献血者に利便性の高いサービスが提供できるように、「ラブラッドアプリ」の更なる利用促進のため、献血手帳と献血カードの新規発行及び更新を終了することとしました。献血手帳や献血カードを長年ご愛用いただいている方々に対しては誠に心苦しい限りではございますが、このような事情をご理解いただきますようお願いいたします。献血手帳や献血カードの発行は終了しますが、引き続き、長年献血にご協力いただいた方に対しては、感謝状や記念品を贈呈するといった取組を継続してまいります。</p> <p>頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>
9	<p>成分献血用のバスの導入を検討いただきたい。</p> <p>成分献血は採血に時間がかかることが、狭い献血バスでは問題となるのであれば、採血時間の短い機種の導入や開発も検討いただきたい。</p>	<p>採血に時間がかかることや、採血装置の設置場所確保等の課題があることから、献血バスでは全血献血のみ実施することとしております。</p> <p>採血時間の短い機種の導入については現在検討を進めているところです。頂いたご意見は、日本赤十字社に提供するとともに、今後の施策の検討を行うに当たっての参考とさせていただきます。</p>

栃木県における若年層献血者 確保の取組について

令和7年11月10日（月）

栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

はじめに

栃木県では、若年層のうち特に10代献血者の協力が多く、その背景には、全国的にも高い水準にある高校献血の実施率に大きく起因している。

⇒毎年、8割以上の学校で高校献血を実施している。

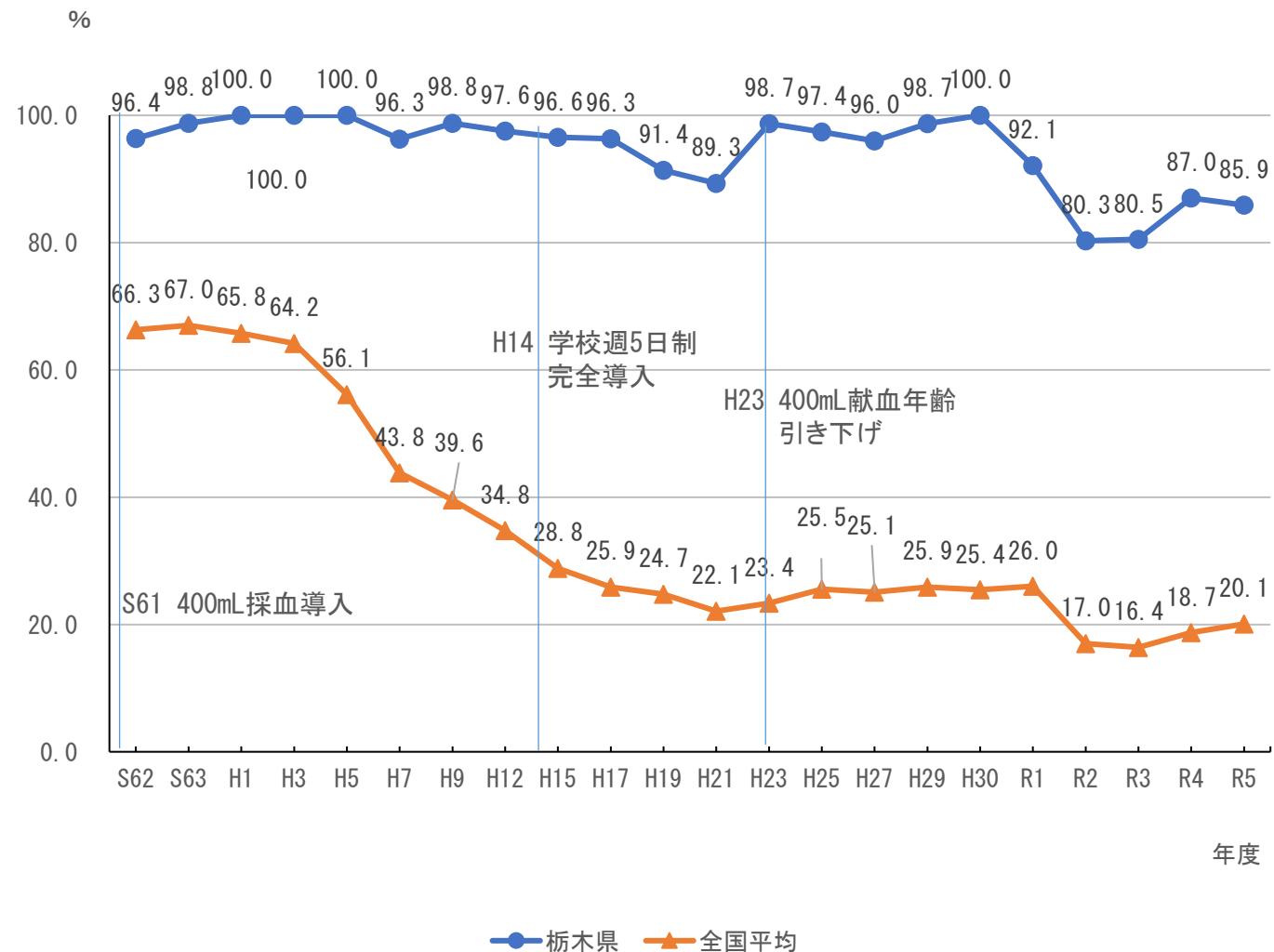
年代別献血率 (%)

	16-19 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	全体
栃木県	11.4	6.6	6.7	8.2	10.2	5.0	7.7
全国	4.7	5.2	5.2	6.4	8.7	5.0	6.2

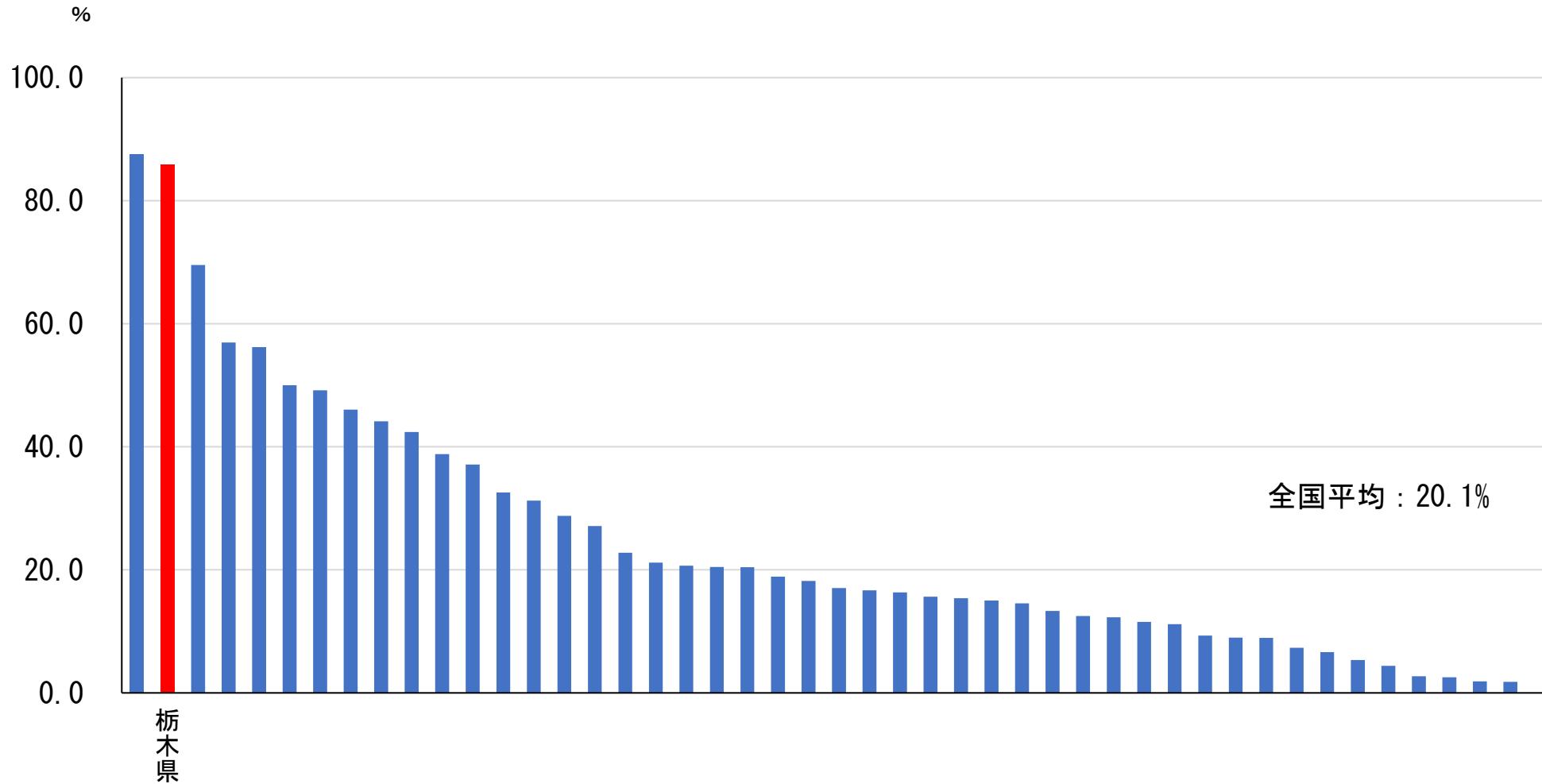
* 令和6年度血液事業年度報から（日本赤十字社血液事業本部）

高校献血実施率の推移

- 全国の高校献血実施率は昭和63年度の67%をピークに減少し、平成6年度には、50%を下回った。その後も、緩やかに減少し続け、平成15年度以降は10~20%台で推移している。
- 栃木県では、新型コロナウイルス感染症等の流行により80%台となったものの、令和4年度以降は、85%を超える高い実施率となっている。

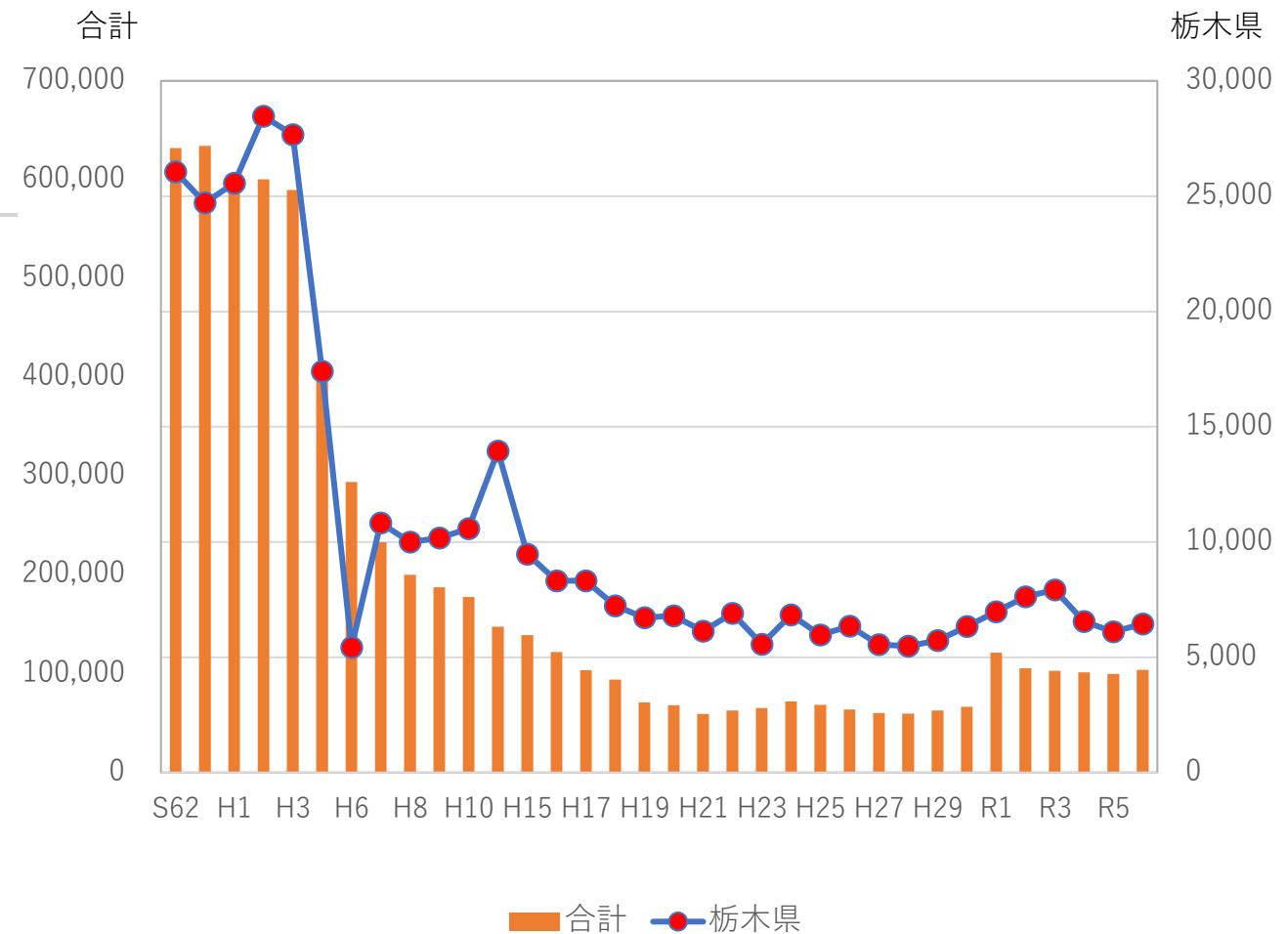


令和 5 年度都道府県別高校献血実施率



高校生献血者数の推移

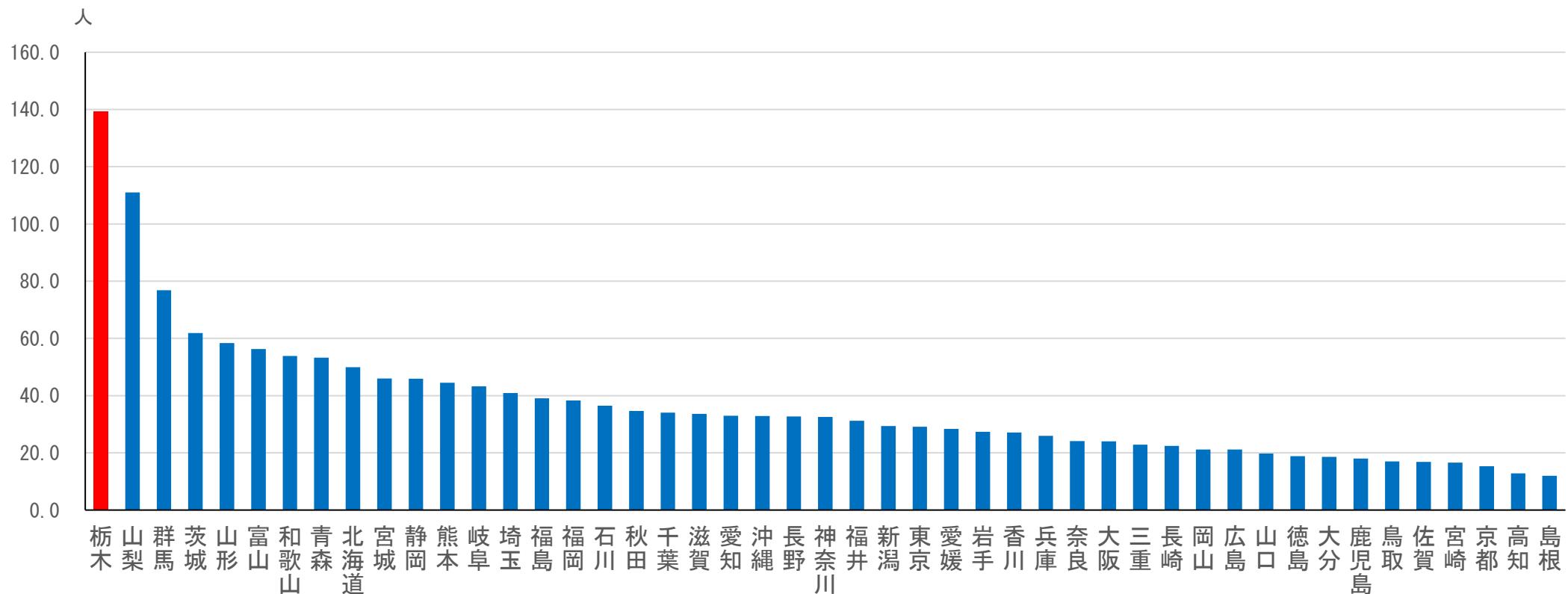
- 全国の高等学校献血者数は昭和63年度の634,096人をピークに減少し、平成6年度には、30万人を下回った。その後減少し、近年は10万人程度で推移し、ピーク時の6分の1程度となっている。
- 栃木県では、平成3年度までは、2万5千人程度であったが、その後減少し、近年は約6千5百人程度で推移し、ピーク時の4分の1程度となっている。



* 日本赤十字社データから (H4、H11、H13、H14年度は調査未実施)

令和6年度 高校生1,000人当たり都道府県別高校生献血者数

- 栃木県の高校生1,000人当たりの献血者数は139.4人で**全国1位**。
なお、令和6年度の栃木県高校生献血者数は6,445人で**全国3位**。



* 高校生献血者数は令和6年度血液事業年度報から(日本赤十字社血液事業本部)
* 高校生徒数は令和6年度学校基本調査から(文部科学省)

- ・栃木県はこれまで高校献血を継続的に実施してきたことで、学校に献血協力を理解されやすく、高校献血実施率が全国2位、高校生1,000人当たり高校生献血者数が全国1位となっている。
- ・10代と比較すると、**20代の献血率が低く**、大学生や新社会人の献血者数の増加が課題である。

年代別献血率 (%)

	16-19 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	全体
栃木県	11.4	6.6	6.7	8.2	10.2	5.0	7.7
全国	4.7	5.2	5.2	6.4	8.7	5.0	6.2

* 令和6年度血液事業年度報から（日本赤十字社血液事業本部）

若者が集まるエリアに 設置されたディスプレイ による情報発信

「はたちの献血」キャンペーンに
あわせて、デジタルサイネージ広告
を掲載。

期間：令和7年1月～2月

場所

- ・宇都宮駅東口エリア（左上）、
- ・LRT宇都宮大学陽東キャンパス
停留所ホーム（右上）



栃木県宇都宮市・芳賀町を
走るLRT「ライトライン」²⁹

大学、短大、専門学校等の学生向け フリーマガジン 広告

県内の企業の魅力や求人情報を紹介しているフリーマガジン「BeCAL」に献血への理解と協力を呼びかける広告を掲載。



バス車内の つり革カバーに 広告を掲載

「はたちの献血」キャンペーン
にあわせて、広告を掲載。
期間：令和7年1月20日～2月19日



続けてね 献血カード事業

献血に協力していただいた高校の3年生全員にオリジナル献血カードを配布し、高校卒業後、一定期間内に献血をした方に記念品を配布。

行こうよ！献血

献血は、病気の治療や手術などで血液を必要としている人のために、自ら進んで血液を提供する“身近なボランティア”です。200mL献血は男女ともに16歳からできます。



続けてね♥献血カード

患者さんの命を助けるためには、
若い世代のみなさんの協力が必要です。
ぜひ、これからも献血を続けてください！

カードの仕組み

カードを持参して、栃木県内の血液センターや献血ルーム、献血バスで献血をしていただいた際に、「ありがとう」の気持ちを込めて、プレゼントをしさします。



※このカードは配布された方ご本人のみ使用できます。
他人に貸したり、あげたりしないでください。

献血WEB会員サービス「ラブラッド」に登録しよう！

献血記録の確認、献血の予約が可能です。
ポイントをためて記念品と交換できます。



献血基準

献血の種類	全血献血		成分献血
項目	200mL	400mL	血漿・血小板
年齢	16歳から	男性 17歳から 女性 18歳から	18歳から
体重	男性45kg以上 女性40kg以上	男女とも 50kg以上	男性45kg以上 女性40kg以上

献血の間隔

※一部例外があります。
詳細はお問い合わせください。

今回の献血	全血献血	成分献血
次回の献血	200mL 400mL	血漿・血小板
200mL・400mL	男性12週間後 女性16週間後	2週間後
成分献血	4週間後	8週間後

献血できないけど手伝えることはある？

献血のことをもっと多くの人に知ってもらうため、学生ボランティア「かけはし」が活動しています。
ぜひ一緒に活動してください！

Instagram [kakehashi_tochigi](#)
血液センター献血推進課 028-659-0114

献血はどこでできるの？

日本赤十字社の献血ルームや献血バスで献血できます。
栃木県では、以下の場所で献血できます。



続けてね♥献血カード

プレゼント引換券

献血者コード

氏名

有効期限
R10(2028).3.31
栃木県内のみ有効

献血にご協力をお願いします

栃木県赤十字血液センター

場所：宇都宮市今宮4-6-33
TEL:0120-940-382

うつのみや大通り献血ルーム

場所：宇都宮市大通り2-1-5
明治安田生命ビル1階
TEL:0120-305-095

お問い合わせは

栃木県医薬・生活衛生課
TEL:028-623-3119

栃木県赤十字血液センター

TEL:028-659-0114



献血バスが県内各地にお伺いしています。
献血バスの運行予定はホームページへ！

栃木県学生献血推進連盟 「かけはし」の活動

県内の大学の献血推進サークルで結成したボランティアで、献血への理解を深め、積極的に献血の推進をするとともに、各大学との情報交換及び親睦を深めることを目的として活動。

○活動内容

- 定例会（月1回）
- 日々の街頭献血会場での広報活動や献血者・同伴者への接遇（おもてなし）
- 献血イベントの主催・企画運営



献血セミナー の実施

令和 7 年10月17日

県内中学や高校を中心に、献血の意識理解の促進を目的とした「献血セミナー」を実施。



まとめ

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、献血人口が減少する中、将来の血液製剤の安定供給体制を確保するためには、若年層の献血者数の増加は、重要な取組である。

栃木県では、継続した高校献血の実施等により、若年層のうち特に10代の献血者の確保は全国的に高位となっている。

一方で、20代の献血率は10代の献血率より低いことから、高校献血に協力していただいた学生が将来にわたり継続して献血してもらえる取組や、20代から初めて献血に協力いただける機会を創出する取組など、若年層に効果的な活動を実施していくこと等により、引き続き、若年層の献血者数の確保に努めていく。

明治安田の献血推進活動について

2025年11月10日
明治安田生命保険相互会社

1. 会社概要

2. 明治安田の献血推進活動

1. 会社概要

2. 明治安田の献血推進活動

正式名称	明治安田生命保険相互会社
創業	明治14年（1881年）7月9日
総資産	46兆1,330億円
基金総額	9,800億円（基金償却積立金を含む）
社員（ご契約者数）	6,065,718名
営業拠点数	支社・マーケット開発部 105 + 営業部・営業所等 1026 + 法人部 19
従業員数	47,787人 (うち営業職員「M Yリンクコーディネーター等」36,664人)

※2025年3月末時点

明治安田生命から、 明治安田 へ。

従来の生命保険会社としての役割を超えて、
「健康寿命の延伸」と「地方創生の推進」に向けて、新たな役割を発揮

超えよう。

大切な人と笑顔で、長く幸せな毎日を送っていただきたい。

明治安田生命は、日本で一番最初に生まれた生命保険会社として、約150年ものあいだ、人の命に、人生に、寄り添ってきました。

「確かな安心を、いつまでも」

目まぐるしく変化する世の中でも相互会社らしくお客さまを想い、その使命を追い求め続けたからこそ、見えてきたものがあります。

もっと、健やかになっていただくために
いざという時はもちろん、“その後”も、さらには“そのずっと前”から、サポートする。

もっと、誰もが暮らしやすい地域にするために
まちを駆けまわり、人と人を、人と地域を、つないでいく。

もっと、大きなチカラのためにJリーグ、JLPGAなど、同じ志を持った仲間たちと手をつなぎ、バスをつなぎながら地域独自の課題をも解決していく。

もっと、もっと。

笑顔あふれるやさしい世界を、つくりたい。
希望に満ちた社会を、未来のこどもたちへつないでいきたい。

日本で一番長く、相互扶助の絆を育んできた私たちなら
あなたと一緒に、そんな未来をつくることができる信じて。

**だから明治安田生命は、
生命保険会社の役割を超えていく。**

ひとに健康を、まちに元気を。

明治安田生命から、 明治安田へ。



ひとに健康を、まちに元気を。 2「大」プロジェクトに全社で取組み



地域の健康づくりを応援



地方創生を推進

1. 会社概要

2. 明治安田の献血推進活動

2022年4月

「『地域づくり・未来世代』応援プロジェクト」を共同で展開する 包括パートナーシップ協定を締結



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society



明治安田

献血会を実施する企業先にて、献血の呼びかけ・健康測定会を同日開催



献血案内への協力



血管年齢測定



タイトルパートナー契約（2015年～）

60クラブ／**41**都道府県

明治安田

105支社／**47**都道府県

協働取組みを通じて、地域住民の健康づくり・地域活性化を支援

スタジアム観戦

“地域のみなさまと応援”



ジリーグウォーキング

“地域の健康づくりを支援”



小学生サッカー教室

“未来世代の健全育成”





2023年- 第3期 <社会的価値の創出>

“シャレン！”



第2期 2019年- <共創>

Jリーグウォーキング



第1期 2015年- <関係構築>

スタジアム観戦



明治安田Jリーグ
サポータ宣言 /

第0期 2014年
<出会い>

J3リーグと
タイトルパートナー
契約を締結



各支社でのJクラブとの独自の取組み <土台>

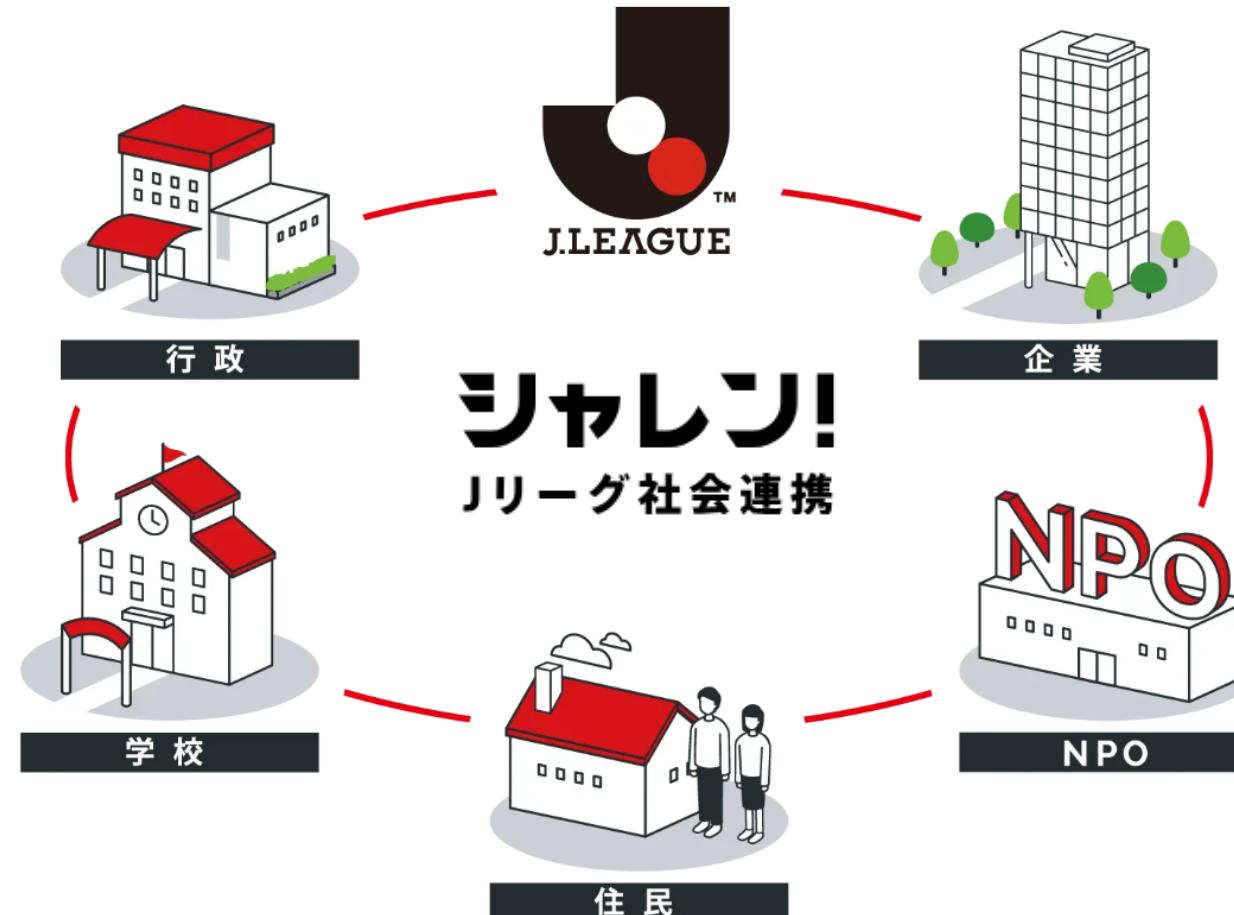
全国105支社が全60クラブ・JFL等と
クラブスポンサー契約を締結



©J.LEAGUE

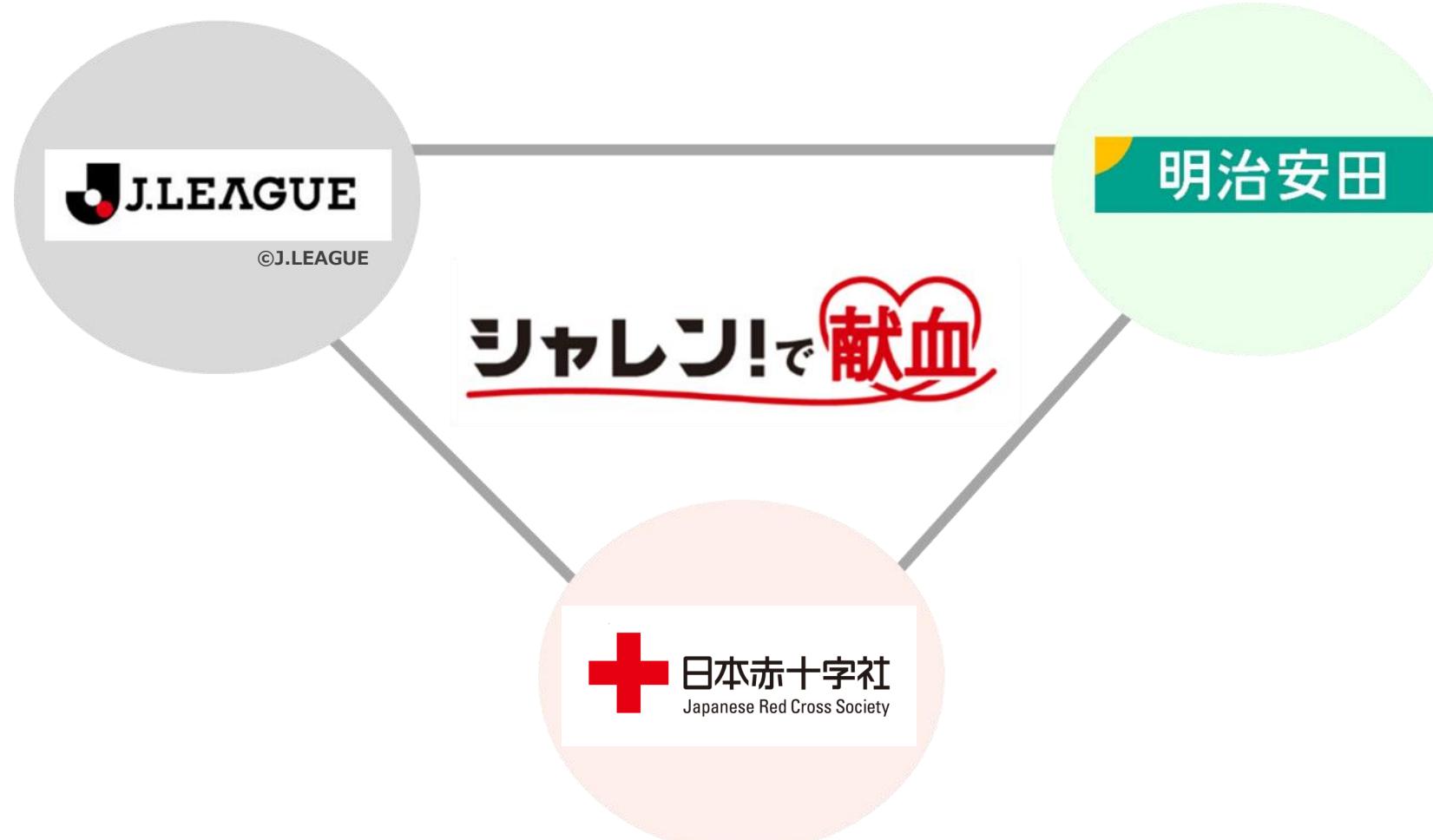
“シャレン！”とは

… 3者以上の協働者が、社会課題等に取組む社会貢献活動



©J.LEAGUE
(<https://www.jleague.jp/sharen/about/>より引用)

若年層の献血意識向上をめざし、
Jリーグ全60クラブと「シャレン！で献血」を開始（2023年4月～）



スタジアムへの献血バス誘致

全60クラブのスタジアムにて実施



献血ルームへのご案内活動

全国135か所の献血ルームにご案内



オリジナルマフラータオル (ご協力者全員)



選手サイン入り クラブグッズキャンペーン (ご協力者限定)

明治安田はJリーグ全60クラブ等と協力して
献血案内活動に取り組んでいます！

明治安田 × J.LEAGUE

シャレン！で献血

「シャレン！で献血」ご協力者さま 限定キャンペーン

Jクラブ選手のサイン入りグッズ等が当たる！

1,800名さまに全60クラブの
選手サイン入りグッズ等を
抽選でプレゼント！

(1クラブあたり抽選で30名さまにグッズをプレゼント)

キャンペーン応募期間 第1回 2025年4月1日火～2025年8月31日日
第2回 2025年9月1日月～2025年12月31日水



スタジアムで、クラブにゆかりのある“Jリーグ選手OB”が献血案内 ファン・サポーターの献血協力を後押し



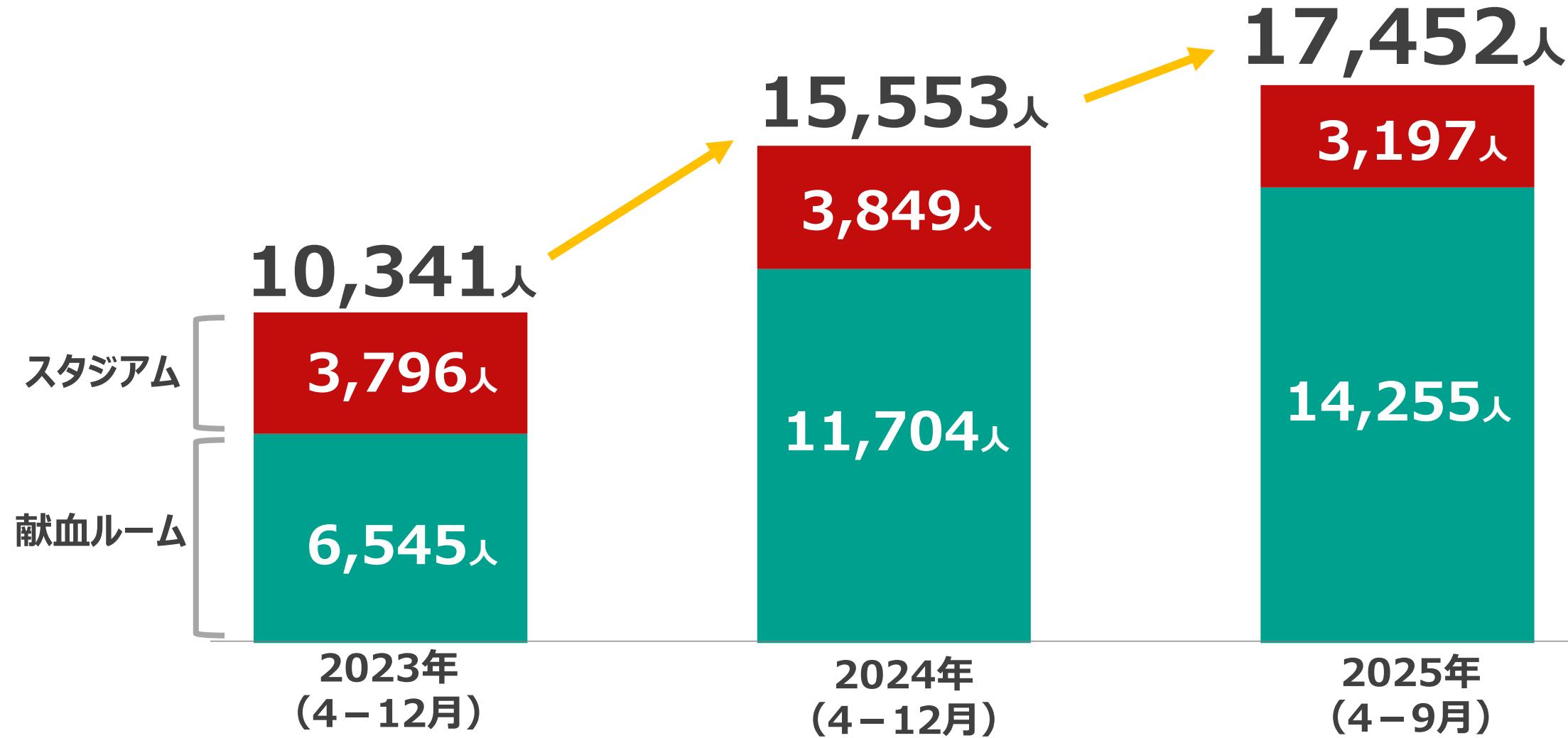
<ご協力いただいたJリーグ選手OBからのコメント（一部）>

「シャレン！」の取組みにJリーグ・クラブだけでなく、OBも携わることで、サッカー界全体で社会課題解決に向けて取り組むことができる

地域のOBを中心に、引退後もJリーグ・クラブと関わりながら社会貢献できることは、セカンドキャリアとしても貴重な機会

ご協力者数（推移）

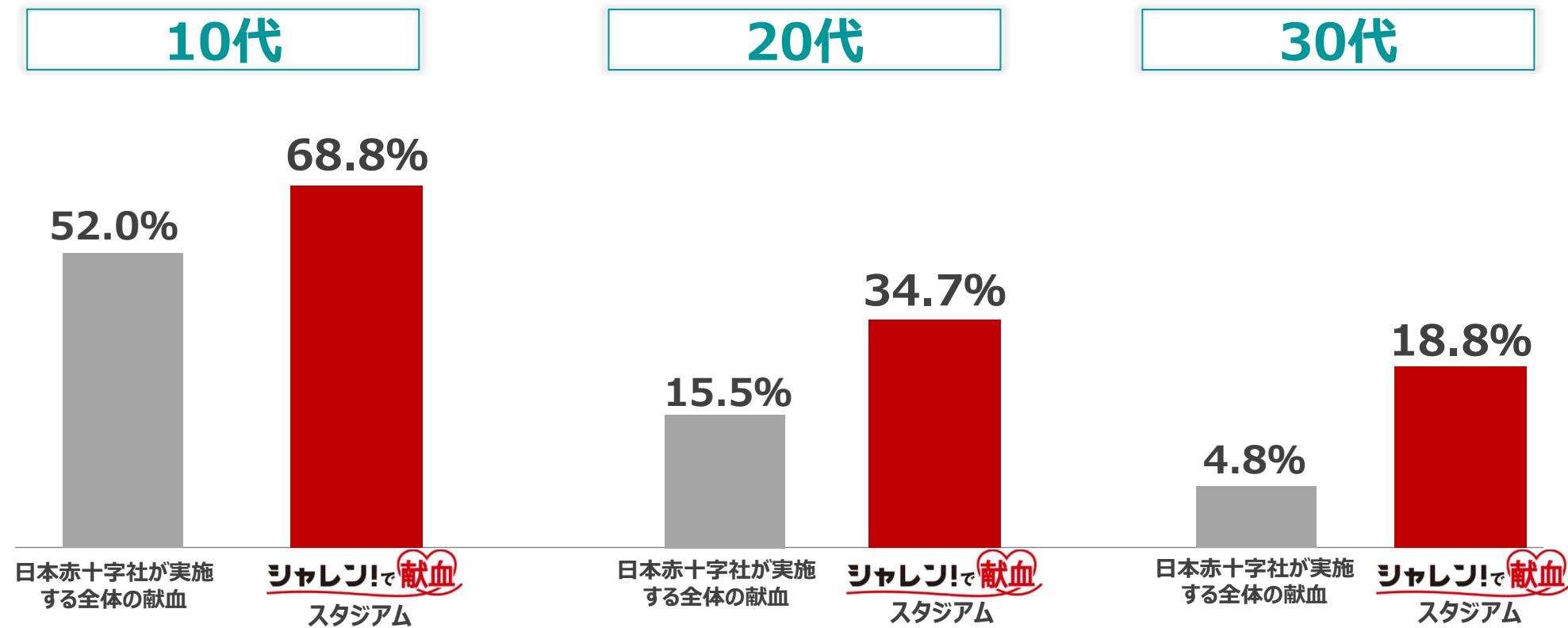
ファン・サポーターの間で、献血の輪が拡大



初回献血率

初めて献血に協力する機会の提供

<若年層の初回献血率（スタジアム）>（令和6年度の実績比較）

(引用)「数値で見る血液事業」(<https://www.jrc.or.jp/donation/blood/data/>)

Jリーグ 全60クラブ

北海道コンサドーレ札幌	セレッソ大阪	清水エスパルス	S C相模原
鹿島アントラーズ	ヴィッセル神戸	藤枝M Y F C	松本山雅 F C
浦和レッズ	サンフレッチェ広島	ファジアーノ岡山	A C長野パルセイロ
柏レイソル	アビスパ福岡	レノファ山口 F C	カターレ富山
F C東京	サガン鳥栖	徳島ヴォルティス	ツエーゲン金沢
東京ヴェルディ	ベガルタ仙台	愛媛 F C	アスルクラロ沼津
F C町田ゼルビア	ブラウブリッツ秋田	V・ファーレン長崎	F C岐阜
川崎フロンターレ	モンテディオ山形	ロアッソ熊本	F C大阪
横浜 F・マリノス	いわき F C	大分トリニータ	奈良クラブ
湘南ベルマーレ	水戸ホーリーホック	鹿児島ユナイテッド F C	ガイナーレ鳥取
アルビレックス新潟	栃木 S C	ヴァンラーレ八戸	カマタマーレ讃岐
ジュビロ磐田	ザスパ群馬	いわてグルージャ盛岡	F C今治
名古屋グランパス	ジェフユナイテッド千葉	福島ユナイテッド F C	ギラヴァンツ北九州
京都サンガF.C.	横浜 F C	大宮アルディージャ	テゲバジヤー〇宮崎
ガンバ大阪	ヴァンフォーレ甲府	Y. S. C. C. 横浜	F C琉球

※1 2024年4～12月実績 ※2 2024シーズン体制

13. 「シャレン！で献血」実施クラブ

Page-21

JFL所属クラブ	地域リーグ所属クラブ
ラインメール青森 F C	V O N D S 市原 F C
ブリオベッカ浦安	鎌ヶ谷 S C・習志野シティ F C
レイラック滋賀 F C	福井ユナイテッド F C
ヴィアティン三重	福山シティ F C
	ベルガロッソいわみ

※1 2024年4～12月実績 ※2 2024シーズン体制

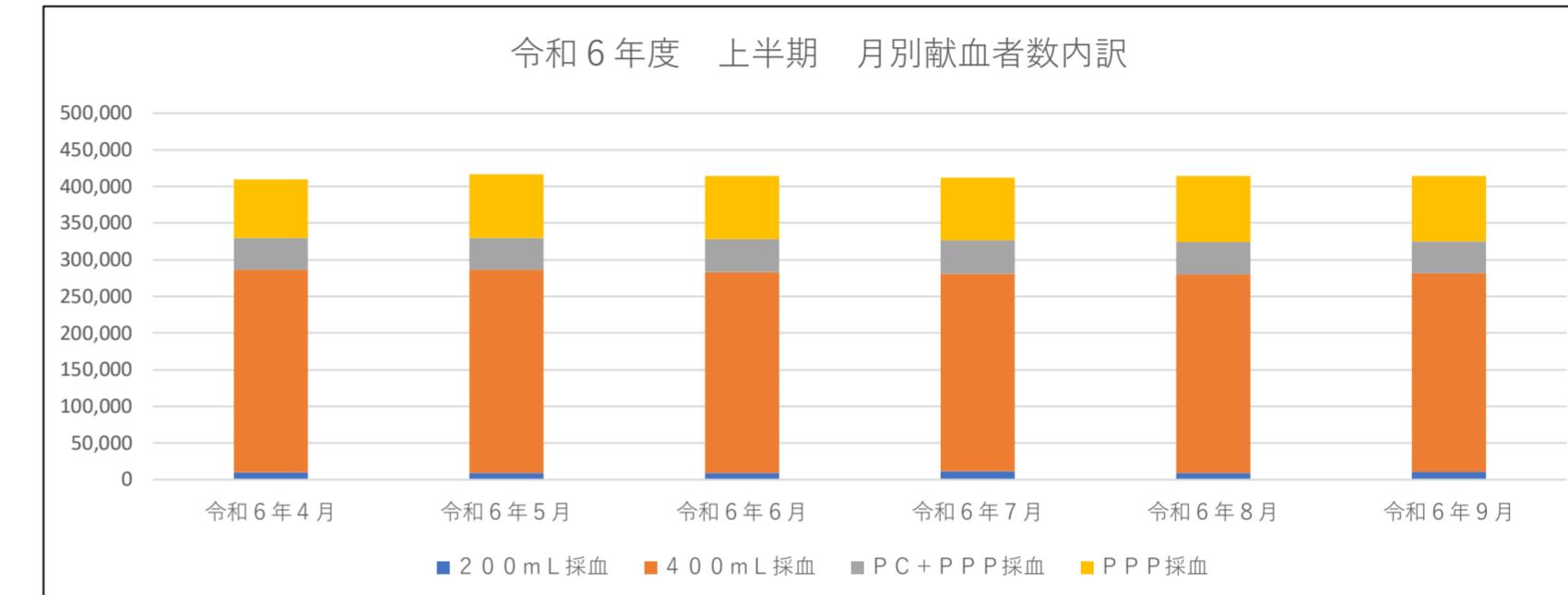
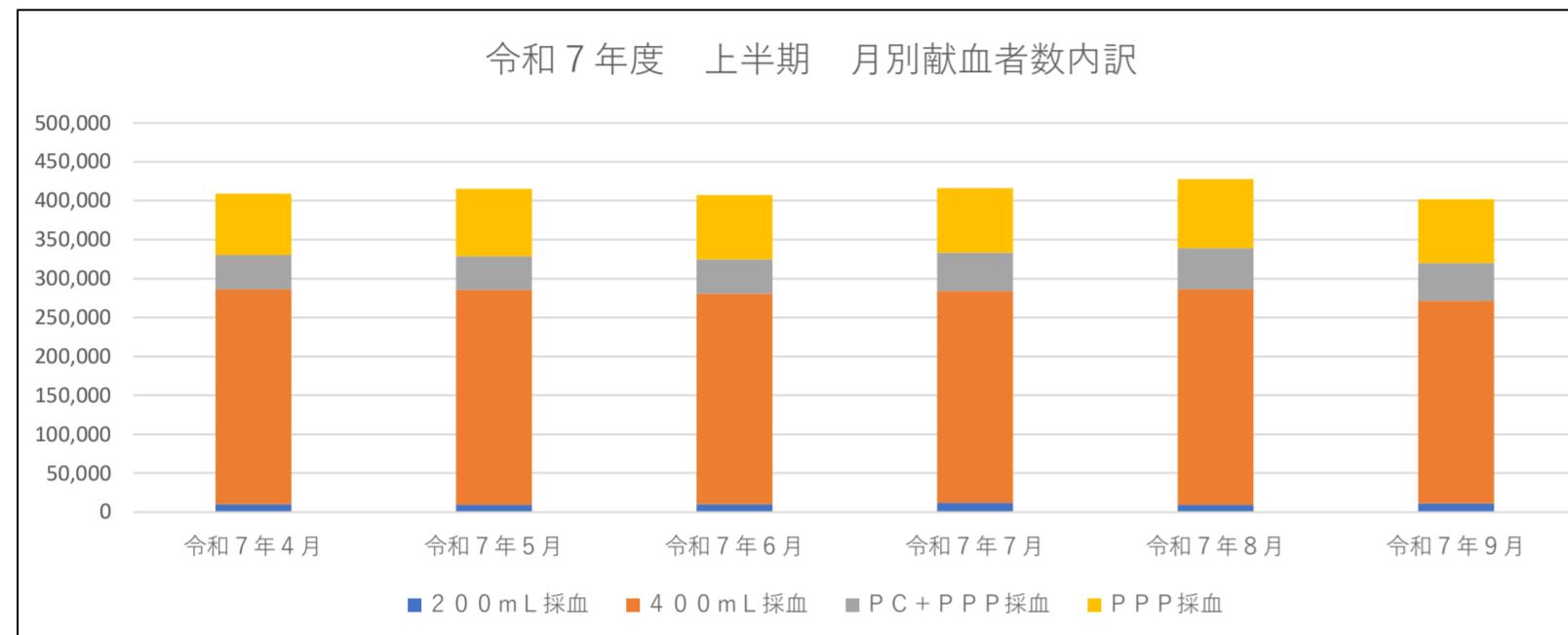


1. 原料血漿の確保状況

2. 採血状況

(人)

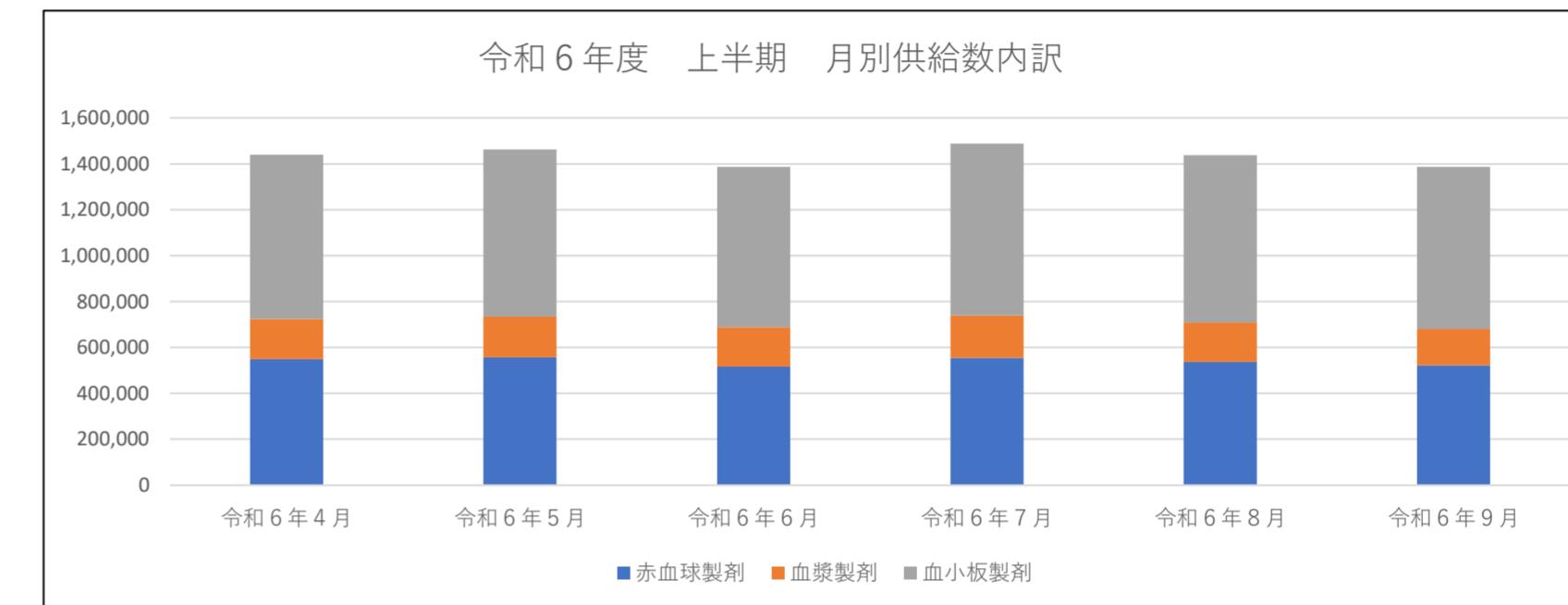
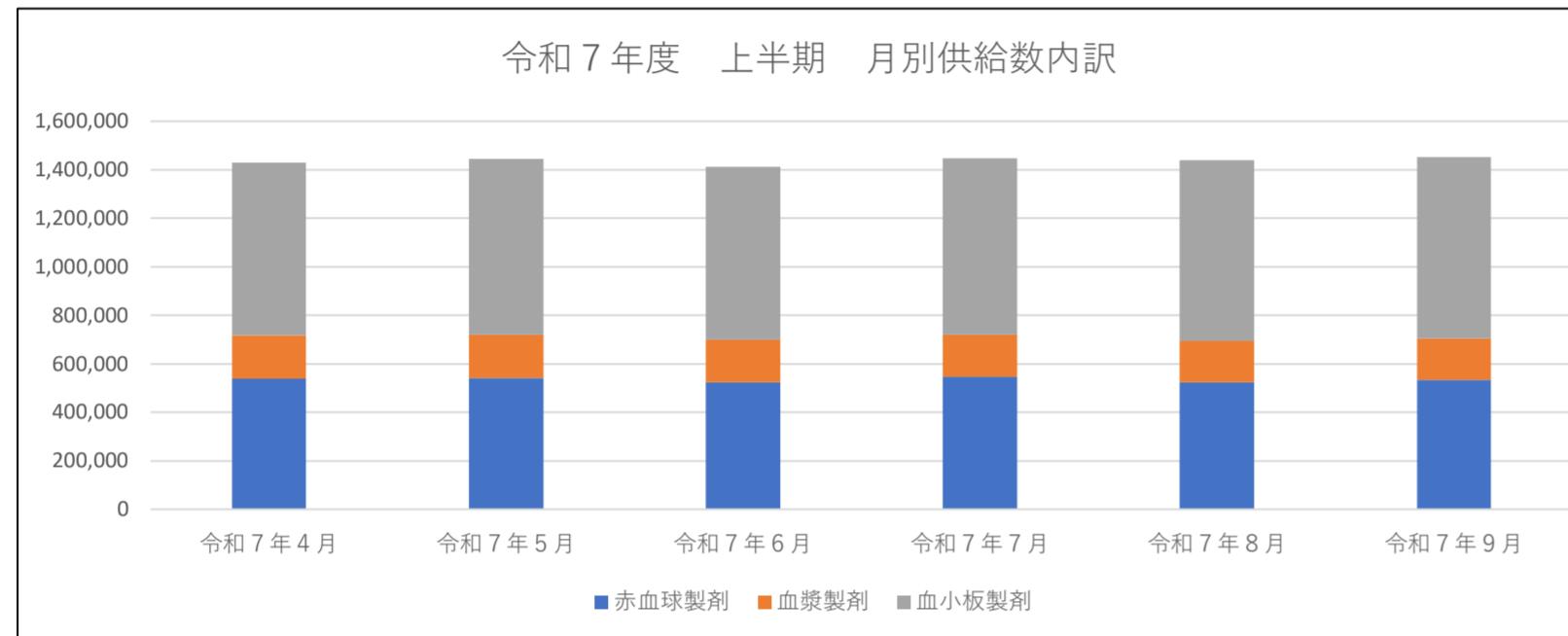
採血種別	4月			5月			6月			7月			8月			9月			上半期合計		
	令和7年4月	令和6年4月	差異	令和7年5月	令和6年5月	差異	令和7年6月	令和6年6月	差異	令和7年7月	令和6年7月	差異	令和7年8月	令和6年8月	差異	令和7年9月	令和6年9月	差異	令和7年度	令和6年度	差異
200mL採血	10,219	9,552	667	9,468	9,143	325	9,934	9,284	650	12,018	11,119	899	9,739	9,125	614	10,780	10,751	29	62,158	58,974	3,184
400mL採血	276,439	276,673	-234	275,996	277,514	-1,518	271,022	274,049	-3,027	271,970	269,737	2,233	276,856	270,680	6,176	260,298	270,777	-10,479	1,632,581	1,639,430	-6,849
PC+PPP採血	43,345	43,798	-453	43,269	43,446	-177	43,961	44,726	-765	49,374	45,882	3,492	52,742	44,175	8,567	48,744	43,590	5,154	281,435	265,617	15,818
PPP採血	79,059	79,655	-596	86,750	86,731	19	82,736	86,375	-3,639	82,351	85,304	-2,953	88,543	90,591	-2,048	82,411	89,167	-6,756	501,850	517,823	-15,973
合計	409,062	409,678	-616	415,483	416,834	-1,351	407,653	414,434	-6,781	415,713	412,042	3,671	427,880	414,571	13,309	402,233	414,285	-12,052	2,478,024	2,481,844	-3,820



3. 供給状況

(単位)

採血種別	4月			5月			6月			7月			8月			9月			上半期合計		
	令和7年4月	令和6年4月	差異	令和7年5月	令和6年5月	差異	令和7年6月	令和6年6月	差異	令和7年7月	令和6年7月	差異	令和7年8月	令和6年8月	差異	令和7年9月	令和6年9月	差異	令和7年度	令和6年度	差異
赤血球製剤	539,197	550,665	-11,468	541,031	556,467	-15,436	524,453	516,719	7,734	546,513	555,721	-9,208	524,065	537,978	-13,913	534,271	521,070	13,201	3,209,530	3,238,620	-29,090
血漿製剤	177,368	174,265	3,103	179,211	177,213	1,998	175,224	173,283	1,941	172,335	182,862	-10,527	170,192	172,282	-2,090	171,060	159,781	11,279	1,045,390	1,039,686	5,704
血小板製剤	712,170	714,820	-2,650	723,315	728,257	-4,942	712,050	696,524	15,526	728,870	749,782	-20,912	745,955	725,943	20,012	746,190	705,102	41,088	4,368,550	4,320,428	48,122
合計	1,428,735	1,439,750	-11,015	1,443,557	1,461,937	-18,380	1,411,727	1,386,526	25,201	1,447,718	1,488,365	-40,647	1,440,212	1,436,203	4,009	1,451,521	1,385,953	65,568	8,623,470	8,598,734	24,736



4. 令和7年度上半期延べ献血者におけるラブラッド会員の割合（令和7年4月～令和7年9月）

※会員種別については、各期間内（上半期・月）に抽出している為、累計値と単月値は一致しない。

I. 令和7年度上半期 累計

会員区分	延べ献血者数		差異
	令和7年上半期	令和6年上半期	
ラブラッド会員	2,101,618	1,982,192	119,426
会員割合	84.8%	79.9%	
非会員	376,406	499,652	-123,246
非会員割合	15.2%	20.1%	
合計	2,478,024	2,481,844	-3,820

II. 令和7年度上半期 月別

会員区分	延べ献血者数		差異															
	令和7年4月	令和6年4月		令和7年5月	令和6年5月		令和7年6月	令和6年6月		令和7年7月	令和6年7月		令和7年8月	令和6年8月				
ラブラッド会員	342,982	323,159	19,823	349,820	330,517	19,303	342,135	329,182	12,953	352,058	328,880	23,178	370,563	337,214	33,349	344,060	333,240	10,820
会員割合	83.8%	78.9%		84.2%	79.3%		83.9%	79.4%		84.7%	79.8%		86.6%	81.3%		85.5%	80.4%	
非会員	66,080	86,519	-20,439	65,663	86,317	-20,654	65,518	85,252	-19,734	63,655	83,162	-19,507	57,317	77,357	-20,040	58,173	81,045	-22,872
非会員割合	16.2%	21.1%		15.8%	20.7%		16.1%	20.6%		15.3%	20.2%		13.4%	18.7%		14.5%	19.6%	
合計	409,062	409,678	-616	415,483	416,834	-1,351	407,653	414,434	-6,781	415,713	412,042	3,671	427,880	414,571	13,309	402,233	414,285	-12,052